

たかはぎ

選挙特集

49年11月20日

発行と編集 高萩市役所市長室
担当・市民相談係
高萩市本町1-100(電話) 3-2111

正しく選んで明るい政治

12月1日
市長 市議会議員補欠選挙

15日
市長 市議会議員補欠選挙

市長・市議会議員補欠選挙

12月1日は、市長、市議会議員補欠選挙の投票日です。

○選挙しようとする人員

市長 1人
市議会議員 3人

○立候補の届出期間

11月21日から11月22日まで

○投票のできる人

① 昭和49年12月1日で満20歳以上(昭和29年12月2日以前に出生した人)の日本国民

② 昭和49年8月20日以前から引続き高萩市の区域に住所があつて、同日以前から高萩市の住民基本台帳に登録をされている人

○投票用紙と投票の順序

市長選挙……………赤刷り

市議会議員補欠選挙……………黒色刷り

(先に投票する)

(後に投票する)

○投票の時間

午前7時から午後6時まで、ただし、若栗、横川、下君田、上君田、大能、中戸川、および福平投票区は、午前7時から午後4時まで

○開票の時間

12月1日午後7時30分から高萩市中央公民館大会議室で行ないます。

県議会議員選挙

12月15日は、県議会議員選挙の投票日です。

○選挙しようとする人員

県議会議員 1人

○選挙の区域

高萩市および十王町

○投票のできる人

① 昭和49年12月15日で満20歳以上(昭和29年12月16日以前に出生した人)の日本国民

② 昭和49年9月2日以前から引続き高萩市に居住して、同日以前から高萩市の住民基本台帳に登録をされている人

当日投票のできない人のために不在者投票制度があります

投票は、原則として投票当日投票所へ行って投票することになります。次が、次の事がらに該当する人は、選挙告示日から投票日の前日までの間、例外として不在者投票ができます。

① 選挙人が高萩市の区域外で職務、または業務に従事中である人
② 選挙人がやむを得ない用事や事故のため、高萩市の区域外に旅行中、または滞在中である人
③ 選挙人が疾病、負傷、妊娠

老衰、不具、または出産のため入院中で著しく歩行が困難である人

(右の場合の人で、すでに入院している人は、その入院している病院が、不在者投票のできる病院に指定されている場合は、その病院長に申し出れば、その病院で投票ができます。指定されていない病院に入院されている場合は、市の選挙管理委員会へ出頭しなければ投票できません。)

④ 投票日前日までに入院を予定されている人、または出産予定日が投票日頃になる人、(右の人は、病院長の証明書、または母子手帳などを持参の上市選挙管理委員会へ出頭すれば投票ができます。)

①②の理由で不在者投票をする人は証明書が必要ですが、その用紙は市選挙管理委員会に用意してあります。

※市内の不在者投票指定病院

高萩協同病院

高萩寛仁会高萩病院

選挙についてのお問い合わせは

市選挙管理委員会へどうぞ

(高萩市役所内)

電話 32111 内線 2560・2567

キケンな危険 誇りある一票を

汚職や、政治の不正が行なわれ
たりするのは、必ずしも議員にば
かりに責任があるとはいえない面
もあります。

どこでも議員を便利なものに考
えて、なにかあるとすぐ議員に頼
むというのがわが国の実情です。

お祭りに、お祝に、議員が寄付
を出すのはあたりまえだと考えて
いる人もいます。また、寄付を出
させたり、ごちそうさせたりする
のを誇りにしている人もいます。
そういう人は必ず「だいたい世話に
なつたから、今度の選挙にはうん
と恩返ししなければ」ということ
になります。このような人たちに

は主権者としての自覚も誇りもな
く、代議政治というものの本質を
少しもわかつていないといつてよ
いでしょう。

ごちそうになつたから一票を入
れる、世話になつたから投票する
というのでは、一票を売つたこと
と同じではないでしょうか。

そして当選した議員たちは「住
民の代わりに政治をする」という
気持よりも「おれたちの議員の資
格は、選挙民から買つたものだ」
という気持が強くなるでしょう。
そして、けつきよくは「なにをし
ようと住民には文句をいわせない
」という考えが強くなり、汚職や

不正が平気で行なわれることにな
りかねないわけです。

選挙のとき、棄権をした人がそ
の理由として「投票したくないか
ら」ということを強調することが
あります。

また「有権者は、投票の自由と
ともに棄権の自由をも持つている
投票権は個人の権利であつて義務
ではない」といわれていることが
あります。たしかに、選挙のとき
自分の理想とするような人は、そ
うザラにはいないでしょう。

人はそれぞれ考えていることも
違い主義主張も違うのです。しか
し、わたしたちが社会の一員とし
て、この社会をよりよくするため
にはどうしたらよいのか、というこ
とはみんなが考えていることです
そしてそれを実現するために努力
しようとする人もいます。

選挙のとき、候補者が自分の理
想には遠いというだけで、貴重な
一票を使わないでよいものでしょ
うか。理想の人がいないからとい
つて有権者の全部が一票投じな
かつたらどういふことになるか、
考えればすぐわかることです。
また、棄権も自由だといつて、

高萩市長選挙の立会演説会

12月1日に行なわれる高萩市
長選挙の立会演説会を計画しま
した。立会演説会は、各候補者
の政見を聞く最良のチャンスで
す候補者の人柄や公約、政策な
どをよく検討して、自分自身の
判断で、悔いのない一票を行使
するようにしましょう。

なお、この立会演説会は、二
人以上の候補者から申込みがあ
つた場合行なわれるもので、申

●11月27日(水)

午前10時 上君田小学校

午後3時 松岡小学校体育館

午後7時 高萩中学校体育館

●11月28日(木)

午後1時 秋山中学校体育館

午後7時 高萩市中央公民館

『よく聞きよく考え よい人を選びましょう』

せつかく与えられた一票を行使し
ないでいたらどうなるか、これも
考えてみれば明白なことです。

一票を行使する権利は、まさに
法律上個人の権利に属します。し
かし、わたしたちが、一票を投じ
てわたしたちの代表を選ぶ行為は
たんに権利を行使するということ
だけではなく地域社会の一員とし
てよりよい社会をきずき、住民全
体の幸福を増進するためだとい
う強い義務感で裏打ちされて、はじ
めて「自覚ある一票」が生まれて
くるのでしょうか。

理想の人がいなければ次善の人
を、次善の人がいなければ三善の
人を、と自分の理想にもつとも近
い人を選ぶということで、10が達
成できなくとも3なり5なり達成

身の上相談(無料)

○12月6日

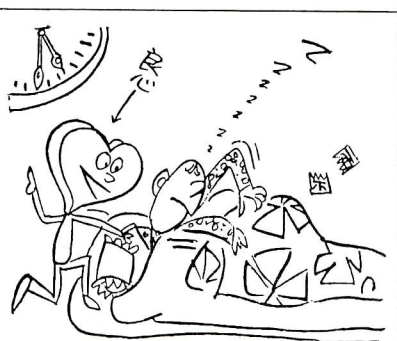
午前10時～午後3時

○高萩市中央公民館

○相談内容 金銭貸借・相続

結婚・離婚・土地建物・登

記・戸籍など法律問題



何もしないでは何事も成し得ない
まず第1歩を歩み出すことです
幸福への第1歩
それはまず投票することから始ま
ります